

令和 2 年 2 月 4 日

令和 2 年 2 月 6 日

令和 2 年石巻地方広域水道企業団議会第 1 回定例会会議録

令和 2 年 2 月 4 日

令和 2 年石巻地方広域水道企業団議会第 1 回定例会会議録 (第 1 号)

## 令和2年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録（第1号）

---

### 議事日程第1号

令和2年2月4日（火曜日）午後1時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 経営方針
  - 第4 提案理由の説明
  - 第5 第1号議案 石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第6 第2号議案 石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
  - 第7 第3号議案 石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例
  - 第8 第4号議案 令和2年度石巻地方広域水道企業団予算
  - 第9 第5号議案 令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）
- 散 会
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（15名）

|     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 齋藤澄子 | 議員 | 2番  | 鈴木良広  | 議員 |
| 3番  | 佐藤雄一 | 議員 | 4番  | 奥山浩幸  | 議員 |
| 5番  | 後藤兼位 | 議員 | 6番  | 青木まりえ | 議員 |
| 7番  | 阿部久一 | 議員 | 8番  | 森山行輝  | 議員 |
| 9番  | 星雅俊  | 議員 | 10番 | 千葉眞良  | 議員 |
| 11番 | 小野幸男 | 議員 | 12番 | 阿部としゑ | 議員 |
| 13番 | 熊谷昌崇 | 議員 | 14番 | 大橋博之  | 議員 |
| 15番 | 木村忠良 | 議員 |     |       |    |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

|       |                                    |        |                     |
|-------|------------------------------------|--------|---------------------|
| 亀山 紘  | 企業長                                | 齋藤 喜治  | 事務局長                |
| 佐藤 義浩 | 事務局次長                              | 尾形 渉   | 技術次長                |
| 高橋 壯之 | 総務課長                               | 杉 和良   | 経営企画課長              |
| 末永 光浩 | 給水課長                               | 木村 剛   | 建設課長                |
| 吉田 秀彦 | 施設管理課長                             | 大澤 照樹  | 浄水課長                |
| 佐藤 亨  | 技術副参事兼<br>北部地区管理<br>事務所長           | 佐久間 賢悦 | 工事検査監               |
| 伊藤 真保 | 経営企画課兼<br>技術主任幹事<br>係長補佐<br>(職務代行) | 吉田 克也  | 経営企画課<br>主任幹事係<br>長 |

---

事務局職員出席者

|       |             |       |              |
|-------|-------------|-------|--------------|
| 小山 敏夫 | 議会事務局長      | 中村 一壽 | 議会事務局<br>長補佐 |
| 小川 孝佳 | 議会事務局<br>主任 |       |              |

---

午後1時30分開会

○議長（木村忠良議員） ただいまから令和2年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会を開会いたします。

---

午後1時30分開議

○議長（木村忠良議員） 直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員はございません。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村忠良議員） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第114条の規定により、12番、阿部としゑ議員、13番、熊谷昌崇議員、以上2名の議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第2会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日から2月6日までの3日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2月6日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（木村忠良議員） 次に、監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査1件及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果2件の報告をお手元に配布いたしておりますので、御査収願います。

---

#### 日程第3 経営方針

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第3経営方針であります。

企業長より経営方針に関し発言の申し出がありますので、これを許します。

企業長。

〔亀山 紘企業長登壇〕

○亀山 紘企業長 令和2年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会の開会に当たり、令和2年度の経営方針を申し上げ、議員各位並びに水道使用者の皆様へ御理解と御協力をお願いするものであります。

東日本大震災から間もなく9年が経過し復興事業は終盤を迎え、当企業団の構成2市におきましてもラストスパートをかけているところであります。

当企業団における水道施設等の災害復旧事業につきましても、日本水道協会を通じて他の事業者から応援職員の派遣をいただきながら、全力を傾けて実施しているところであります。

水道施設等の工事の施工は、構成市及び各関係機関の復興事業と調整しながら実施しなければならぬため、関連する復興事業の進捗から大きな影響を受ける状況が続いております。構成市及び各関係機関と協力して、残る災害復旧事業につきましても早期の完了を目指してまいりたいと考えております。

さて、平成30年12月の国会で成立した水道法改正法が令和元年10月1日から施行されました。人口減少に伴う水需要の減少、水道管や各施設の老朽化及び深刻化する人材不足等、水道事業の直面している課題は山積しており、各水道事業者は水道の基盤を強化することで、これらの課題に取り組んでいかなければなりません。

この改正により、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善等の措置が各水道事業者に求められることとなりました。

当企業団におきましては、適切な資産管理を推進するため、平成29年度から取り組んでおりました基本計画の見直し、アセットマネジメント及び新水道ビジョンを策定しましたので、今後は議員の皆様をはじめ使用者皆様に公表し、御意見をいただきながら、随時施設の更新計画及び財政政策等を見直しを図り、適正に管理推進してまいります。

そのほか、広域連携及び官民連携につきましても、まだまだ協議、検討が必要と考えておりますので、県の動向を注視してまいります。

さて、当企業団の経営状況でございますが、水道料金収入は震災前に比べ約1割減少したまま推移しており、今年度におきましては、口径25ミリ以上では料金収入が伸びているものの、主に一般家庭用である口径13ミリ及び20ミリの料金収入は減少しており、全体でも減少傾向にあります。今後におきましても給水人口の減少が予想され、大変厳しい経営環境に置かれているところであります。

令和2年度の予算措置につきましては、前年度同様当企業団の地域水道ビジョンに基づいた給水の安定化、使用者サービスの向上、経営基盤の強化及び地球環境に優しい水道事

業を目指し、各種事業を実施するものいたしました。

初めに、給水の安定化につきまして御説明申し上げます。

災害時など非常時にも水を安定して供給できるよう体制等を見直し、基盤の強化に努めてまいります。安全な水の供給のため、水道法に基づく水質検査のみならず、独自検査及び放射性物質に関する検査も継続実施するなど水質監視に努めてまいります。

漏水防止対策事業として、第8次漏水防止対策基本計画に基づき、水資源の有効利用、経費の削減及び環境負荷の軽減を目指し、対処療法的対策、基礎的対策、予防的対策の3つの漏水防止対策を推進してまいります。

次に、利用者サービスの向上につきまして御説明を申し上げます。

インターネットを利用した水道の使用開始、中止の届出受付、窓口営業時間の延長等を継続し、お客様へのサービス向上に努めてまいります。

また、去年は令和元年台風19号で被害のあった世帯等に対し、水道料金の減免措置を取りました。東日本大震災の被災者に対して実施している給水加入金の免除につきましても令和3年3月31日の期限まで実施してまいります。

加えて、広報紙やホームページなどを活用し、お客様に対して断水情報や企業団の財政状況等について積極的に情報提供してまいります。

次に、経営基盤の強化につきまして御説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、当企業団は厳しい経営環境にありながら、独立採算による経済性の発揮と公共の福祉の増進を図っていかねばなりません。

加えて、安定的な経営基盤を維持していくためには、様々な課題に対応した施策が必要となってまいります。平成26年度から水道料金等徴収業務及び給水装置工事のしゅん工検査等業務の民間委託を実施しておりますが、先ほど協議、検討が必要と申し上げました広域連携及び官民連携につきましても、そのメリット、デメリット等を研究、検証していきたいと考えております。

平成6年度から20年以上にわたり維持してまいりました水道料金体系につきましては、経営基盤を強化し、将来にわたり安定した水を供給するため具体的な検討をしていかねばなりません。収入と投資の現在の状況と将来の見通しについて、議員各位並びに水道使用者の皆様にご丁寧に御説明してまいります。

最後に、地球環境に優しい水道事業につきまして御説明を申し上げます。

当企業団では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画を策定し、照明設備機器のLED照明への更新など、今後も効率的なエネルギー管理、運用を目指し、配水エリアなどを検討しながら、電力エネルギーの節減に努めるだけでなく、多角的に検討し、実施してまいります。

以上が令和2年度の経営方針であります。

安心・安全な水を将来にわたって安定して供給できるよう、職員一丸となって努力してまいりますので、議員各位並びに水道使用者の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（木村忠良議員） ただいまの経営方針に対する質疑は、2月6日の第4号議案令和2年度石巻地方広域水道企業団予算の議案審議の際に行います。

---

#### 日程第4 提案理由の説明

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第4提案理由の説明であります。

企業長より提案理由の説明を求めます。

企業長。

〔亀山 紘企業長登壇〕

○亀山 紘企業長 提案理由の御説明を申し上げます。

本日ここに、令和2年度石巻地方広域水道企業団予算案をはじめとする諸案件を提出するに当たり、その概要を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、令和2年度石巻地方広域水道企業団予算の概要について御説明申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、昨年度までと同様、東日本大震災に伴う復旧・復興関連事業を中心に、将来に向け安全な水を持続して安定的に供給するための体制の確立と経営の効率化を目指し編成したところであります。

それでは、収益的収入及び支出についての概要を申し上げます。

収益的収入につきましては、水道事業の主たる収入である給水収益が近年の実績において横ばいからやや減少傾向に推移していることから、税抜きで62億267万5,000円と予定したところであります。これは令和元年度予算額と比較しますと9,958万1,000円、率にして1.61%の減少となります。

収益的支出につきましては、施設の維持管理に係る必要最小限の費用を予定した結果、損益計算ベースで1億4,160万8,000円の当期純利益が予定されるものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、災害復旧事業費32億1,951万円を含む資本的支出58億6,693万3,000円を予定し、国庫補助金15億2,712万円などを財源とした資本的収入31億603万2,000円を予定した結果、資本的収支不足額27億6,090万1,000円を計上しますが、その全額を損益勘定留保資金などで補填する予定としております。

以上が令和2年度予算の概要であります。

水道事業を取り巻く環境におきましては、水道法の改正など大きな変革の時期を迎えております。この困難な時期を乗り越えるため、職員一丸となって事業に取り組んでまい



所存でありますので、議員各位の深い御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

また、本日は、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日に施行される地方自治法の一部改正に伴い、石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするもののほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され関連する法律のうち、地方公務員法の一部改正が令和元年12月14日施行されたことから、石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするもの、また、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が令和元年10月1日に施行されたことにより、水道法施行令の一部が改正されたことから、石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正しようとするもの、加えて、令和元年度の人事院勧告による国家公務員給与の改定がなされたことなどから、石巻地方広域水道企業団職員の給与に関する規定の一部を改正し、給与関係費を補正しようとするもの及び災害復旧事業その他の建設改良事業の見直しなどにより関連予算を変更しようとする令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）につきまして御提案申し上げておりますが、各案件の詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（木村忠良議員） ただいまの提案理由に対する質疑は、2月6日の議案審議の際に行います。

---

#### 日程第5 第1号議案 石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第5第1号議案石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔齋藤喜治事務局長登壇〕

○齋藤喜治事務局長 ただいま上程されました第1号議案石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の1ページ、あわせて表紙番号4、議案参考資料、条例の一部改正新旧対照表の1ページ、第1号議案石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をごらん願います。

本議案は、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日に施行される地方自治法の一部改正において生じる条項ずれについて、石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があることによるもので、同条例の第5条中第243条の2第4項を第243条の2の2第8項に改めようとするものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を令和2年4月1日としようとするものでございます。

以上、御承認を賜りますようお願い申し上げ、第1号議案の説明といたします。

○議長（木村忠良議員） 本案に対する質疑は2月6日の議案審議の際に行います。

---

**日程第6 第2号議案 石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第6第2号議案石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔齋藤喜治事務局長登壇〕

○齋藤喜治事務局長 ただいま上程されました第2号議案石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の2ページ、あわせて表紙番号4、議案参考資料、条例の一部改正新旧対照表の2ページ、第2号議案石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をごらん願います。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され関連する法律のうち、令和元年12月14日施行された地方公務員法の欠格条項において、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から成年被後見人又は被保佐人が削られました。これに伴い、石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正の必要があることによるもので、同条例第17条第2項第2号に規定する成年被後見人又は被保佐人の条項を削ろうとするものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を公布の日としようとするものでございます。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第2号議案の説明といたします。

○議長（木村忠良議員） 本案に対する質疑は2月6日の議案審議の際に行います。

---

**日程第7 第3号議案 石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例**

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第7第3号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔齋藤喜治事務局長登壇〕

○齋藤喜治事務局長 ただいま上程されました第3号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の3ページ、あわせて表紙番号4、議案参考資料、条例の一部改正新旧対照表の3ページ、第3号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例をごらん願います。

本条例は、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が令和元年10月1日に施行されたことにより、水道法施行令の一部が改正され、石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する必要が生じたことによるもので、当該条例第36条第1項中第5条を第6条に改めようとするものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を公布の日とし、適用日を10月1日としようとするものでございます。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第3号議案の説明といたします。

○議長（木村忠良議員） 本案に対する質疑は2月6日の議案審議の際に行います。

---

**日程第8 第4号議案 令和2年度石巻地方広域水道企業団予算**

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第8第4号議案令和2年度石巻地方広域水道企業団予算を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔齋藤喜治事務局長登壇〕

○齋藤喜治事務局長 ただいま上程されました第4号議案令和2年度石巻地方広域水道企業団予算について御説明申し上げます。

本予算の編成に当たりましては、先ほど企業長から令和2年度経営方針におきまして企業団の経営状況等を、また提案理由におきまして概要等の御説明を申し上げておりますので、その詳細となります本予算各条項につきまして御説明申し上げます。

表紙番号2、令和2年度石巻地方広域水道企業団予算書の1ページをごらん願います。

予算第2条は、業務の予定量を定めようとするものでございます。このうち年間の業務量として、給水栓数は7万8,131栓を予定しようとするものでございます。

次に、年間総配水量では2,282万5,000立方メートル、1日平均配水量では6万2,530立方メートルを予定しようとするものでございます。

また、主要な建設改良事業につきましては、災害復旧事業に32億1,951万円を、旧簡易水道統合施設整備事業に1億1,610万円を、改良事業に18億370万1,000円をそれぞれ予定しようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出につきましては、表紙番号5の第4号議案参考資料の2ページをあわせてごらん願います。

第3条は、本企業団の経営活動に伴い発生すると予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用からなります。収益的収入及び支出の予定額を定めようとするものでございます。

初めに、収益的収入でございますが、第1款事業収益は66億6,623万8,000円で、前年度予算額と比較し1億475万9,000円、率にして1.55%の収入減として予定しようとするものでございます。

この事業収益を構成する内容といたしましては、第1項営業収益におきまして50億4,645万7,000円で、前年度予算額と比較し1億4,804万5,000円、率にして2.85%の収入減として予定しようとするものでございます。この営業収益のうち、そのほとんどを占める水道料金は49億6,012万6,000円で、前年度予算額と比較し8,164万5,000円、率にして1.62%の収入減として予定しようとするものでございます。

第2項営業外収益におきましては、13億8,500万1,000円で、前年度予算額と比較し8,027万1,000円、率にして6.15%の収入増として予定しようとするものでございます。この主な内容といたしましては、簡易水道施設整備及び下水道使用料の同時徴収等に係る関係市負担金が2億728万4,000円で、前年度予算額と比較し3,331万5,000円、率にして19.15%の収入増、建設改良に充てるため交付された補助金等により取得した固定資産に係る減価償却見合い分を収益化する長期前受金戻入は11億6,601万7,000円で、前年度予算額と比較し4,842万5,000円、率にして4.33%の収入増として予定しようとするものでございます。

第3項特別利益は2億3,478万円で、主な内容といたしましては、災害復旧事業に伴う関係市負担金8,010万1,000円、国庫補助金1,870万4,000円、退職給付引当金戻入益3,783万9,000円、企業債元金償還金に係る過年度分の長期前受金戻入399万5,000円を予定しようとするものでございます。

次に、参考資料の3ページをごらん願います。

収益的支出でございますが、第1款事業費用は63億8,791万7,000円で、前年度予算額と比較し2億864万2,000円、率にして3.16%の支出減として予定しようとするものでございます。この事業費用のうち第1項営業費用におきましては、55億7,381万6,000円で、前年度予算額と比較し528万9,000円、率にして0.09%の支出減として予定しようとするものでございます。

営業費用中の主な内容といたしましては、職員給与費等の人件費として8億6,795万7,000円、各施設の電力料としての動力費に2億6,647万9,000円、現有施設及び機械器具等の修繕費に3億9,158万円、取水・浄水・配水業務及び水道料金等徴収業務の委託料などの諸経費に13億2,864万2,000円、現有施設等の減価償却費に24億2,492万7,000円、佳景山取水施設の撤去工事などに係る資産減耗費で1億2,874万円をそれぞれ予定しようとするものでございます。

第2項営業外費用におきましては、5億5,655万7,000円で、前年度予算額と比較し1億1,564万9,000円、率にして17.20%の支出減として予定しようとするものでございます。この主な内容といたしましては、現有施設の建設及び災害復旧費に要した企業債に係る支払利息等及び企業債取扱諸費が1億5,055万7,000円、消費税法に基づき算出される仕入控除不能額等としての雑支出2億6,900万円、消費税納税見込額として1億3,700万円を予定しようとするものでございます。

第3項特別損失は、2億3,754万4,000円で、この主な内容といたしましては、災害による損失2億3,754万2,000円を予定しようとするものでございます。

第4項の予備費につきましては、予定外の費用発生に対応するため2,000万円を予定しようとするものでございます。

参考資料1ページをごらん願います。

中段の収益的収支差引の金額は2億7,832万1,000円となっており、その予定額には消費税相当額等を含んでおります。消費税相当額等を控除した損益計算ベースでの当年度純利益は1億4,160万8,000円を予定するところでございます。

次に、予算書の1ページをごらん願います。

第4条は、本企業団のサービスの基本であります長期的安定供給体制の確立に向けて、災害復旧事業を含めた施設の整備、拡充等に係る建設改良費及び現有施設の建設に要した企業債の元金償還金等からなります資本的支出とその建設改良のための源泉としての工事負担金、国庫補助金等からなります資本的収入の予定額を定めようとするものでございます。

本文括弧書きであります。これは資本的収入額が資本的支出額に不足する27億6,090万1,000円を、当年度分消費税資本的収支調整額4億5,249万8,000円、過年度分損益勘定

留保資金12億7,223万6,000円、当年度分損益勘定留保資金10億3,616万7,000円で、その全額を補填しようとする旨定めようとするものでございます。

次に、参考資料の4ページをごらん願います。

資本的収入について申し上げます。

第1款資本的収入は31億603万2,000円で、前年度予算額と比較し7億8,506万6,000円、率にして20.18%の収入減として予定しようとするものでございます。その主な内容といたしましては、企業債に旧簡易水道統合施設整備事業を目的とする起債予定額として3,870万円、水道加入金に給水装置の新設工事等に係る給水加入金として9,208万円、工事負担金に下水道及び道路改良等に関連した配水管布設替工事等に係る負担金6億6,988万6,000円、関係市負担金に南境地区等における上水道施設建設事業等に要した企業債元金相当額、合併により旧町から引き継いだ簡易水道に係る既往債元金相当額、被災公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰入金通達に基づく災害復旧経費及び消火栓設置経費等の関係市負担金として7億7,824万5,000円、補助金に災害復旧事業に係る国庫補助金15億2,712万円等を予定しようとするものでございます。

なお、資本的収入の主な減少要因といたしましては、災害復旧事業等に係る国庫補助金及び工事負担金が減少したことによるものでございます。

次に、参考資料の5ページをごらん願います。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出は58億6,693万3,000円で、前年度予算額と比較し5億2,281万4,000円、率にして8.18%の支出減として予定しようとするものでございます。その主な内容といたしましては、建設改良費に51億6,641万7,000円を予定するもので、この内訳は災害復旧事業費として東日本大震災及び令和元年10月に発生した台風19号被害に係る災害復旧事業並びに道路改良工事等に関連した配水管布設替工事等に32億1,951万円、旧簡易水道統合施設整備事業費として市町合併に伴う水道施設の整備工事等に1億1,610万円、現有施設の改良及び県、関係市における道路改良下水道工事に伴う配水管の布設、布設替工事等からなります改良費に18億370万1,000円、新設メーター設置材料費としてのメーター設備費に632万6,000円、公用車及び水質機器等の取得のための固定資産取得費に2,078万円をそれぞれ予定しようとするものでございます。

次に、企業債償還金には、現有施設の建設改良等に要した財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金並びに銀行等資金に係る企業債元金償還金として6億7,740万円を予定しようとするものでございます。

次に、水道加入金返還金には、東日本大震災に伴う特例措置による返還金として311万6,000円を予定しようとするものでございます。

予備費につきましては、予定外の費用発生に対応するため2,000万円を予定しようとする

るものでございます。

予算書の2ページをごらん願います。

第5条は企業債の起債の目的、限度額、償還方法等を定めようとするものでございます。

令和2年度当初予算では、旧簡易水道統合施設整備事業を目的として起債限度額を3,870万円と定めようとするものでございます。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費、いわゆる予算の流用禁止項目及びその予定額を定めようとするものでございます。

職員給与費につきましては9億8,134万7,000円に、交際費につきましては20万円にそれぞれ定めようとするものでございます。

第7条は棚卸資産について、その購入限度額を定めようとするものでございます。この内容は、水道工事材料などの貯蔵品材料であります。購入限度額を5,530万円と定め、過大な貯蔵品を抱え込まないよう自制しようとするものでございます。

以上が令和2年度予算の内容でございます。

予算書3ページ以降に記載しております実施計画、資金の増減を示しますキャッシュフロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書及び財務諸表等につきましては説明を省略させていただきます。

本予算につきましては、昨年度に引き続き東日本大震災に伴う復旧・復興関連事業に重点を置き、長期的な安定供給体制の確立と将来の経営基盤の再構築を基本に編成したところでございます。水需要動向につきましては、水道料金収入が震災により1割程度減少し、給水人口の減少も顕著で増収が見込めないものと予想されることから、大変厳しい経営環境が今後も続くと予想されます。今後の財政運営に当たりましては、より一層の効率的執行を基本に慎重に対応してまいり所存でありますので、議員の皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第4号議案の説明とさせていただきます。

○議長（木村忠良議員） 本案に対する質疑は2月6日の議案審議の際に行います。

---

#### 日程第9 第5号議案 令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第9第5号議案令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔齋藤喜治事務局長登壇〕

○齋藤喜治事務局長 ただいま上程されました第5号議案令和元年度石巻地方広域水道企業補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

表紙番号3、令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）の1ページ、あわせて表紙番号6、第5号議案参考資料及び表紙番号7、議案概要の6ページをごらん願います。

今回の補正の主な理由につきましては、第1点目として、今年度の人事院勧告により国家公務員給与の改定に関する勧告がなされ、その内容は民間企業との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げること、ボーナスを年間支給月で0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分することを主な内容としております。国においては国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年11月22日法律第51号として公布されたところでございます。当企業団におきましても人事院勧告及び国家公務員の一般職の職員の給与改定をベースに構成市の動向も考慮した中で、当該勧告に基づく石巻地方広域水道企業団職員の給与に関する規定の一部改正でこれらを定めたことから、今回の給与改定並びに人事異動に伴う給与関係費について補正する必要が生じたものでございます。

第2点目として、災害復旧事業並びに改良事業等において、東日本大震災に係る災害復旧事業の特例査定における一部保留解除及び関係機関との各工事工程の調整等に伴い、本年度事業費及びその財源額を変更する必要が生じたものでございます。

第3点目として、令和元年10月に発生した台風19号被害に係る災害復旧事業において、被害状況及び復旧方法等の精査を行った結果、事業内容及び事業費について変更する必要が生じたものでございます。

第4点目として、令和元年10月1日より消費税の税率が10%に引き上げられたことについて、令和元年度当初予算における消費税の税率においては10%で計上し予算編成を行っておりましたが、令和元年9月30日までは引上げ前の税率8%で予算を執行したことから、その消費税の差額を補正する必要が生じたものでございます。

第5点目として、東日本大震災に伴う災害復旧事業並びに一般改良事業において発生した廃止管の除却に伴い資産減耗費及び長期前受金戻入額に所要額が生じたものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、予算第2条で定めております業務の予定量中（4）主要な建設改良事業のうち災害復旧事業で3億1,989万8,000円を減額補正し、その予定額を36億7,256万1,000円に、改良事業で7,394万3,000円を減額補正し、その予定額を15億5,812万9,000円にしようとするものでございます。

第3条は、予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額を補正しようとする



るものでございます。収益的収入におきましては、先ほど申し上げた理由により、第1款事業収益の第1項営業収益で消費税の税率変更に伴う水道料金等に係る消費税の差額の不用額6,173万3,000円を減額補正し、その予定額を51億3,276万9,000円に、第2項営業外収益で廃止管の除却に伴う長期前受金戻入等の所要額1億1,877万1,000円を増額補正し、その予定額を14億2,405万8,000円に、第3項特別利益で災害復旧工事に係る補助金等の不用額並びに人事院勧告に伴う給与改正等による退職給付引当金戻入益等の所要額7,964万3,000円を合わせて減額補正し、その予定額を2億5,796万1,000円にし、事業収益の予定額を68億1,478万8,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出におきましては、先ほど申し上げた理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で損益勘定支弁職員115名の給与改定及び人事異動等に伴う不用額並びに固定資産除却費等の所要額として8,153万7,000円を増額補正し、その予定額を56億6,766万2,000円に、第3項特別損失で災害による損失の負担金及び交付金並びに修繕費等の不用額1億7,606万9,000円を減額補正し、その予定額を1億7,976万4,000円にし、事業費用の予定額を65億3,989万1,000円にしようとするものでございます。

第4条第1項は、同条第2項での補正に伴い資本的収入額が資本的支出額に不足する額22億957万7,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額6億5,922万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6億1,043万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金9億3,991万1,000円でその全額を補填する旨、予算第4条本文括弧書きを改めようとするものでございます。

第4条第2項は、予算第4条で定めております資本的収入及び支出の予定額を補正しようとするものでございます。

資本的収入におきましては、第1款資本的収入の第2項水道加入金で、消費税の税率変更に伴う消費税の差額の不用額78万6,000円を減額補正し、その予定額を9,574万3,000円に、第4項工事負担金で災害復旧事業及び改良事業に係る不用額2億5,313万2,000円を減額補正し、その予定額を10億3,219万8,000円に、第5項関係市負担金で消火栓設置負担金に係る所要額3,334万円を増額補正し、その予定額を6億6,343万円に、第6項補助金で災害復旧事業等に係る国庫補助金の所要額1億3,501万8,000円を増額補正し、その予定額を19億9,021万8,000円にし、資本的収入の予定額を38億553万8,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出におきましては、第1款資本的支出の第1項建設改良費で災害復旧事業及び改良事業の各事業費の変更等に伴う不用額3億9,382万3,000円を減額補正し、その予定額を53億2,188万2,000円にし、資本的支出の予定額を60億1,511万5,000円にしようとするものでございます。

第5条は、予算第7条で定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費の額について、今回の給与改定及び人事異動等に伴う給与等の不用額1,710万円を減額補正し、その予定額を9億5,698万円にしようとするものでございます。

第6条は、予算第8条で定めております棚卸資産の購入限度額で、消費税の税率変更に伴う消費税額の差額の不用額40万円を減額補正し、その予定額を5,490万円にしようとするものでございます。

以上が今回の補正予算（第3号）の内容であります。なお、3ページ以降に実施計画等その詳細を記載しておりますので、御参照いただきたく、その説明は省略させていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第5号議案の説明とさせていただきます。

○議長（木村忠良議員） 本案に対する質疑も2月6日の議案審議の際に行います。

---

#### 散 会

○議長（木村忠良議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

2月5日は休会とし、2月6日午後1時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時27分散会

---

石巻地方広域水道企業団議会議長 木 村 忠 良

署 名 議 員 阿 部 としゑ

署 名 議 員 熊 谷 昌 崇

令和 2 年 2 月 6 日

令和 2 年石巻地方広域水道企業団議会第 1 回定例会会議録 (第 2 号)

## 令和2年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録（第2号）

---

### 議事日程第2号

令和2年2月6日（木曜日）午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 第1号議案 石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第3 第2号議案 石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
  - 第4 第3号議案 石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例
  - 第5 第4号議案 令和2年度石巻地方広域水道企業団予算
  - 第6 第5号議案 令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）
  - 第7 一般質問
- 閉 会
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（14名）

|     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 齋藤澄子 | 議員 | 2番  | 鈴木良広  | 議員 |
| 3番  | 佐藤雄一 | 議員 | 4番  | 奥山浩幸  | 議員 |
| 5番  | 後藤兼位 | 議員 | 6番  | 青木まりえ | 議員 |
| 7番  | 阿部久一 | 議員 | 8番  | 森山行輝  | 議員 |
| 9番  | 星雅俊  | 議員 | 10番 | 千葉眞良  | 議員 |
| 11番 | 小野幸男 | 議員 | 12番 | 阿部としゑ | 議員 |
| 13番 | 熊谷昌崇 | 議員 | 15番 | 木村忠良  | 議員 |

### 欠席議員（1名）

14番 大橋博之 議員

### 欠員（なし）

---

### 説明のため出席した者

亀山 紘 企業長 齋藤喜治 事務局長

|      |                                |       |                            |
|------|--------------------------------|-------|----------------------------|
| 佐藤義浩 | 事務局次長                          | 尾形渉   | 技術次長                       |
| 高橋壯之 | 総務課長                           | 杉和良   | 経営企画課長                     |
| 末永光浩 | 給水課長                           | 木村剛   | 建設課長                       |
| 吉田秀彦 | 施設管理課長                         | 大澤照樹  | 浄水課長                       |
| 佐藤亨  | 技術副参事兼<br>北部地区管<br>理事務所長       | 佐久間賢悦 | 工事検査監                      |
| 伊藤真保 | 経営企画課<br>技術企画係<br>課長(職務代<br>行) | 吉田克也  | 経営企画課<br>主幹係<br>兼財務係<br>課長 |

事務局職員出席者

|      |             |      |              |
|------|-------------|------|--------------|
| 小山敏夫 | 議会事務局長      | 中村一壽 | 議会事務局長<br>補佐 |
| 小川孝佳 | 議会事務局<br>主幹 |      |              |

---

午後1時30分開議

○議長（木村忠良議員） ただいまから本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、14番、大橋博之議員であります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村忠良議員） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番、齋藤澄子議員、2番、鈴木良広議員、以上2名の議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 第1号議案 石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第2第1号議案石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についてはさきに説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### 日程第3 第2号議案 石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第3第2号議案石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についてもさきに説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村忠良議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村忠良議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村忠良議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### 日程第4 第3号議案 石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長(木村忠良議員) 次に、日程第4第3号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についてもさきに説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村忠良議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村忠良議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村忠良議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### 日程第5 第4号議案 令和2年度石巻地方広域水道企業団予算

○議長(木村忠良議員) 次に、日程第5第4号議案令和2年度石巻地方広域水道企業団

予算を議題といたします。

本案についてもさきに説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### 日程第6 第5号議案 令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）

○議長（木村忠良議員） 次に、日程第6第5号議案令和元年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第3号）を議題といたします。

本案についてもさきに説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村忠良議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### 日程第7 一般質問



○議長（木村忠良議員） 次に、日程第7一般質問であります。

質問通告者は2名であります。

なお、申し合わせにより、あらかじめ発言時間の制限をします。発言時間は答弁を含めず30分以内としますが、質問回数は制限いたしません。

通告順に発言を許します。

5番、後藤兼位議員の質問を許します。

5番、後藤兼位議員。

〔5番 後藤兼位議員登壇〕

○5番（後藤兼位議員） それでは、一般質問を行います。

東日本大震災から早くも9年になろうとしている今日、水道企業団の構成団体である東松島市、石巻市は復興完結に向けて全力で頑張っておりますが、当水道企業団においても、東日本大震災の大津波による各施設の被災した中で、市民生活の大混乱を解消するために、安全な水の安定供給実現に全職員が全力で立ち向かったことは称賛されるべきものであります。

しかし、今日、当水道企業団を取り巻く社会的、経済的環境は厳しいものがあり、経営健全化に向けてさらなる努力が求められております。

そこで、今回は、1、水道企業団の諸課題について伺います。

①として、第8次漏水防止対策基本計画について伺います。

（1）基本計画の主要な実施事業について伺います。

（2）として、事業実施に伴う財政的措置について伺います。

②として、今後の水道料金について伺います。

③として、経営効率化について。

（1）職員適正化計画はされているのか。

（2）として、民間委託の考えについて伺います。

④として、蛇田浄水場跡地利用計画の現状と課題について伺い、壇上からの質問といたします。

○議長（木村忠良議員） 企業長。

〔亀山 紘企業長登壇〕

○亀山 紘企業長 それでは、後藤議員からの御質問のありました質問事項についてお答えいたします。

初めに、第8次漏水防止対策基本計画についてでございますが、漏水防止対策基本計画につきましても、昭和53年度から36年間にわたり、第7次までの計画に基づく対策を講じてまいりましたが、平成23年度以降は、東日本大震災の影響で中断しております。

その後、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする第8次漏水防止対策基本計画により、基礎的対策、対症療法的対策及び予防的対策を実施しております。

費用といたしましては、基礎的対策で年間約4,000万円、対症療法的対策で年間約2億6,000万円、予防的対策では年間約6億4,000万円を見込み、年間総額で約9億4,000万円、5か年間の総額で約47億円となっております。

次に、今後の水道料金についてでございますが、先日開催いたしました水道事業研究会におきまして、アセットマネジメント策定によって算出された事業費を反映させました石巻地方広域水道企業団財政収支計画で御説明いたしました。

その結果、アセットマネジメントで算出された事業内容では、経営が破綻してしまうというシミュレーションの結果となりましたので、条件を改めたシミュレーション結果をお示しいたしました。それでもなお経営を維持していくのが困難になるという結果でございましたので、準備期間を3年設け、令和5年度に水道料金を10%増額改定すると仮定した財政収支計画をシミュレートいたしました。30年、40年先を考えますと、状況によっては十分とは言えないという結果となりました。

今後、需要の動向に応じた施設の再構築や規模の適正化も考慮した基本計画に基づき検討し、継続して定期的に見直ししてまいりたいと考えております。

次に、経営効率化について、1つ目の職員適正化計画であります。当企業団では、新水道ビジョン実現のため、将来に向けた様々な施策を予定するところです。この取り組みと将来の水道事業実施に必要な職員数については、長期的に判断する必要があるものと考えており、各施策を実施していく中で随時見直しを行いながら、継続的に判断すべきものと考えております。

2つ目の民間委託の考えにつきましては、今後、厳しい経営環境になることが見込まれる中、水道の経営基盤や技術基盤を強化していくことが必要であり、その一つの手法が民間活用（官民連携）でございます。

今後も民間活用による業務の効率化を図りながら、民間が持つノウハウや技術力を生かしたコストの削減につながる手法をさらに調査・研究し、より効率的な事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、蛇田浄水場跡地利用計画の現状と課題につきましては、これまでの議会でもその経緯や課題等について御説明させていただいておりましたが、約16億円の解体撤去費用は国の補助対象とはならないため、現在、解体撤去につきましては保留となっております。

また、施設を廃止処分する場合の優先譲渡先であります石巻市との協議においても、現時点での利活用は難しいことから、有効な具体策を見いだすことはできませんでしたが、今後も継続して検討してまいります。

あわせて、日本水道協会や全国水道企業団協議会などを通じて解体撤去事業に対する新たな財政支援制度の創設を要望するとともに、企業団独自の再利用方法も検討してまいりたいと考えております。

以上が質問事項についての回答でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） それでは、再質問を行いたいと思います。

まず、漏水防止対策でございますが、基礎的対策として年間4,000万、対症療法的な対策として年間2億6,000万、そして、予防的対策で年間6億4,000万を見込んで、年間9億4,000万、約です。これが5年間、総額で約47億となります。かなり膨大な金額でございますけれども、これはいろいろな原価というか、そのコスト的な部分には大きな反映される部分がかかなり厳しく捉えていかなければならないと思うんです。

そういう中で、この3つの1つ、漏水防止対策、8次はなっているんですけども、どの点に一番企業団としては、当局としては力を入れて、これは3つそれぞれやるべきものありますけれども、限られた予算の中でどのように対応しようとしているのか、これについて、まず局長の考えを伺いたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、今の再質問について回答ということで発言させていただきます。

まず、企業長のほうから年間の予算事業枠、それから、5年間の総額ということでお示しをされました。その中でも三位一体といいますか、今、後藤議員のほうからありました基礎的対策、対症療法的対策、それから、予防的対策、これで三位一体なんですが、推し進めようということでございます。

基礎的対策には、今、4,000万円ということありましたけれども、基本的には図面管理でございます。思い出せば、震災のとき、旧石巻地区についてはほぼ全域にわたって図面がベクター化されて、要はデジタル化ですね。なっていて、すぐ情報が取り出せるというような状況で、支援に来た事業体のほうにも配りながら、配布しながら、水の張り方とか、漏水修繕とかやってもらった経過がございます。そのほかは、旧町、さらには55年10月に企業団として発足しました東松島市、矢本、鳴瀬ですね。そちらのほうについては、矢本についてはデジタル化、街の中はあったんですが、それ以外はやっぱり紙ベースでした。鳴瀬におきましては、今使っているのが500分の1の図面というんですけども、それすらなかったというような状況でございますので、やはり震災のときには大きな役割を果たしたということで、今後も続けて、まだ完全に完成したわけでもございませんので、それに予算を配分しながら、なるべく早めにデジタル化した図面管理、法律でも、水道法で

も図面の台帳の作成ということで、これは義務化されました。ただ、猶予が2年間くらいあるんですけれども、まずはその辺に力を入れてやりたいし、あとは、対症療法となりますと、漏水の修繕はもちろんのこと、漏水調査もごさいます。この漏水調査に、予算書にもありましたけれども、6,200万ほど計上させていただきました。これについても、有効率、有収率の向上に持っていくというような対策、これも大事でございます。

最後に、予防的対策。これにつきましては、管路の更新とか、そういうのが入ってございます。今現在、災害復旧事業に軸足を置きながら事業を進めているわけですけれども、そちらのほうに予算配分が多いもんですから、内陸部の老朽管等々についてはなかなか手をつけられない状況でもございます。この辺、一番漏水というか、有効率向上の特効薬は予防的対策だというふうに思っています。管路が更新すれば、漏水ももちろん少なくなってくるから、ただ、事業費が、この前のアセットではないですけれども、1,440億ほど、今の管路、施設を新しくするというようなは試算も出しましたけれども、これはなかなか予算的にも財源の確保からしなくちゃならないので、大変その辺は難しいかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 今、局長のほうからいろいろ、るる説明ありましたが、この3つの対策や、それぞれやっぱり重要なポイントだなど改めて思うんです。東日本大震災のときも、やはり今、局長のほうからも話ありましたけれども、基礎的対策、これを充実するということです。そうすると、いざというとき対応できると。職員だけでなく、応援部隊の方々にもすぐそれを見ていただいて、すぐ対応できるというふうな有効性は重要なポイントだと思うんです。東日本大震災の被災したあの状況の中で、一日も早く水を供給するというのが最大の命題でございましたし、市民の方々あるいは医療機関、そういう部門も含めて、水の供給というのはやはり大切なものだと私は反省からも含めて思うんです。それで、やはり図面とかいろいろなデジタル化のものあります。あれはセキュリティーの問題もあります。いざセキュリティーを一つ持っていて、そのデータを持っていたとしても、そこが、例えばダウンしていれば全然使いものにならない。そうすると、サブにどこに置いておくとか、あるいは、ここの本庁に置いて、あるいは須江山浄水場にそれぞれそのデータ管理をする。いざというときは、どちらかダウンしてもすぐ使えるような状況も今後対応していかなければならないと思います。AIの時代、いろいろなお話もあります。そういう対策もあります。あるいは補助金も出ているケースも出てきますので、今後は経営の効率化も含めて、そういう国の補助金も使いながら、この対応というのはやっぱり早急に対策していかなきゃならないし、それから、私は対症療法的なここの漏水調査とか、

これもこまめにやっていくと。一気に、例えば最後の予防的対策、これを管路を全部直すというのは、なかなか予算規模からも大変なんです。ですから、私はこの2点目の対症療法的な部分もやっぱりこまめに、年1回だけでなく、ある程度、今、機械化も含めていろいろな状況も今出ておりますので、そういう対応もやはりこまめに対応していく。年1回、人的な部分でなく何回も、今、機械化されて、あるいはGPSとか、そういう利用しながら、いろいろな製品も出てきておりますので、それも含めてきちっと対応することが私は必要ではないのかなと。

ですから、この漏水対策、この3つの視点からそれぞれやる。もう一度洗い直しながら対応を早急に描いていくことが私は必要ではないのかなと思いますが、改めて局長の見解を伺いたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 ただいま大きく言って2点について再質問ございました。

図面管理のバックアップということで、今現在はこの庁舎のサーバーにありますけれども、また、メーカーのほうにも実は同じように、メーカーというと東京だったと思うんですが、バックアップ持っています。あと、地元のそのメーカーの下請の業者のところにもある、こちらは、はずです。そういうことで、東京都とこことバックアップ体制取りながら、ダウンとかした場合には復旧できるような体制になってございます。

また、漏水調査の件につきましては、要は旧行政区、石巻地区、旧6町とか、矢本、鳴瀬とか、地区ごとに実は毎月有効率の分析をしております。そのトレンドを見ますと、やはり以前は河南地区が大分低かったものですから、それをどうしましょうということで、その毎月の分析の中から次年度の漏水調査については、今、後藤議員のほうからも1回ということで、1回というのは音聴なんですね、漏水音を聴く戸別音聴。1軒ずつのメーターとか止水栓に器具を当てて音を聴くというような調査で年1回やっていたんですが、河南地区が大分低かったものですから、それを複数回やるというようなことで、有効率もだんだん上がっていきまして、今ですと、直近ですと97くらいいっているんじゃないでしょうか。大分上がっております。ただ、雄勝地区が大分低うございます。それは、雄勝地区におきましては、管路の流量の調査とか、いろいろ調査しながら、創意工夫しながら、地区ごとの特性も加味しながら漏水調査しています。そういうのを毎年毎年、5か年計画ですけども、毎年調査の実績を出して、それを分析して、次年度の漏水調査をいかに有効、効率的にやるかということを見まして、業務をしているところでございます。

以上でございます。

全体では94なんですけれども、河南地区は、直近ですと97くらい上がっているかと思えます。ただ、上がったからそれで終わりではなくて、後藤議員も御承知のとおり、漏水には

繰り返し現象ございますので、やはり継続して調査が必要だというふうに思っているところでございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） ここら辺、予算もかかることなので、いろいろな財政シミュレーションも踏まえて、今後対応をやっぱりきちっとしていかなきゃいけないということが大きな命題だと思います。指摘しておきたいと思います。

次に、その中で、鉛管です。この問題もあると思うんです。健康の問題、今、健康志向でございまして、水道の水も飲まないで、買って飲むというような若い世代が多い中で、やはり安全な水を供給しながら、そして、大きな問題というのは宅内のほうが鉛管多いというようなのが実情、古いところですね。あると思うんです。平成30年の水道事業のガイドラインに基づく業務指標P Iの算定結果見ますと、この鉛製の給水管率というのが出ていまして、26.8なんですよね、石巻水道企業団。これが、28年が28.1で、平成29年度が27.3、そして30年度が26.8となっております。この進捗の取扱いについて、なかなか低飛行なんですけれども、今後の対応をどのようにされていくのか、これは局長の御見解をまず伺っておきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えをいたします。

鉛の問題でございまして。

これにつきましては、一応解消の計画をつくりながら、年々予算配分をしながら努めているところでございます。詳細を言いますと、管路の布設替工事等に伴って鉛管も解消になります。ただ、先ほど申し上げたとおり、内陸部の老朽管対策が思うように進まないものですから、そこにもやはり鉛管を使用しているお客様もございまして。公道とメーターの前、メーターの前というのが一次側というんですが、あと、メーターの蛇口側が二次側、この二次側が宅内分の鉛管を使用しているお客様がまだございまして。何軒かといいますと、宅内二次側が1万7,700軒ほど、基本となる数字が3万5,000分の1万7,700くらいで、50.1%くらいまだ残っていると。また、道路部分、公道部分、それからメーターの手前につきましては、6,479栓ということで、全体の残存率が18%くらいですか。それで、全体の3万5,000分の残っているのが2万692ということで、やっぱり6割弱の率でまだ残っております。その辺も希望を言うのであれば、図面管理に戻りますけれども、図面管理がデジタル化になって、給水管の例えば鉛使っているところはどこどこですよというような属性を入れながら管路を抽出し、それとあわせて管路の更新すればおのずといいんですけれども、なかなか財政的なこともありますので、今現在は全然やっていないわけではございませんが、先ほど言った配水管の布設替え、さらにはお客様が家建てるとか、改造の申請

したときに、公道部分は企業団の負担で工事を進めたり、やっていないわけではないんですけれども、なかなか進捗が進まないというのが正直なところでございます。

また、鉛管については、広報でも朝一番の水は飲料に使わなくて、飲まないようにということで、使用水のほうに使ってくださいということでも広報しておりますけれども、なかなか現実的に解消には、計画は立ててやっているものの、なかなか進んでいないというのが正直なところでございます。

先ほど、3万5,000、当初、鉛管の計画を立てたのが平成14年でございましたので、そのときの基準から、さっき言ったパーセンテージがまだ残っているというような状況でございます。今後についても、水道企業団負担の鉛解消の部分とかも含めて、お客様のほうに広報しながら、情報提供しながら進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 今、鉛管のやつ、公道が例えば鉛管になっている部分ありますよね。そうすると、新しく例えば新築したり、建て替える場合、それがなかなか公道に接点する部分というのが、鉛管が解消しないと、せっかくつけても宅内の部分とか改修しないケースがあるんですね、具体的には。例えば、公道ありますよね。公道で水道企業団が入れる管、公道の部分。その分が鉛管というのがありますよね、実際。そうすると、それがきちっと直らないと、新しく建て替えてもいつまでも、例えばその民家の部分も鉛管だったり、どっちも鉛管。ところが、民家の部分を直しても、結局公道の部分鉛管だと全然効果がない状況じゃないですか。そして、鉛管を解消する場合は、その民家の宅内部分は、これは補助なり、あるいは市のメーターのところまでは企業団で工事費もきちっとやるという私は理解しているんですが、そこら辺の部分は担当課長いかがでしょうか。これについてどのような今の現状がそういう矛盾もあるのか、これについてちょっと御説明もう1回いただきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 給水課長。

○末永光浩給水課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、議員おっしゃっているのが、公道の給水管が鉛管を使っている場合、これは鉛給水管の布設替工事の対象としまして、給水課のほうで布設替えさせていただいております。ただ、どうしてもお客様の承諾が必要となります。公道部分とはいえ、お客様の財産でございますので、企業団が勝手に、公道だとはいえ勝手に布設替えすることはできませんので、必ずお客様、給水装置所有者、そちらの方の承諾をいただいて、それで初めてオーケーということで布設替えさせていただいております。

市道に入っているやつは、配水管か給水管の違いでまた違いますけれども、給水管であ

れば布設替えの対象となります、私道でも。あと、市道も対象となります。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 今回の企業団負担の部分でございますけれども、お客様が例えば家を建てるといったときの水道管も改造しなければなりませんので、その改造の申請来た場合、お客様の承諾を得て、公道からメーターの部分まで企業団負担で今の新しい管に布設替えしますよということでございます。メーター以降については全てお客様負担でございます。その部分の補助的なものは、個人の財産でもありますので、それも含めて補助の制度はございません。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 確認いたしますけれども、その点で鉛管というか、公道に、例えば市の道路とか、そういう部分には入っていないという理解でよろしいんですか、そうしますと。

○議長（木村忠良議員） 技術次長。

○尾形 渉技術次長 ただいまの件についてお答えいたします。

まず、公道、市道等々、そちらのほうにはうちのほうで管理します配水管がございます。それで、各家庭のほうには、その配水管から分岐して給水管で宅内まで引っ張っています。その財産につきましてもお客様の財産であるところなんですが、管理につきましても、公道部なかなかお客さんといっても負担が大きいものですから、企業団のほうで管理をしております。

それで、先ほど局長、それから課長申したとおり、そういった給水管、宅内の工事を行う際に鉛管が公道部等々にある場合には企業団負担で布設替えを実施しているところでございます。

（「配水管はないの」と呼ぶ者あり）

○尾形 渉技術次長 配水管は、またうちの計画に沿って……

（「ゼロなんですか。配水管に鉛管は使っていないの」と呼ぶ者あり）

○尾形 渉技術次長 配水管につきましても鉛管はございません。

（「18%となっているのは」と呼ぶ者あり）

○尾形 渉技術次長 それについては、公道に給水管として、お客様の管としてあるのがございますけれども、配水管としてはございません。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） ここら辺の安全性の確保、安全な水でございますので、ここら辺の対応を、漏水対策も含めてきちっと対応していただきたいということを指摘しておき



たいと思います。

それから、やはりこういう全体のガイドライン見ましても、有収率とかそういう部分もそれなりの漏水とかいろいろによっては変動もあると思います、確かに。ただ、やはりこの第8次の目標があるわけですね、その数値が。なかなかそれには達していないと。言わば、それなりの予算措置も含めてやらないと、なかなかクリアはできないというのは理解するんですけども、今後もこの対応がきちっとしていかないと、なかなか難しい数字的な目標かなと思います。ただ、地政学的に、例えば石巻市だと1市6町で合併する。あと、東松島市では2町で合併するというそういう大きな広い面積の中でやはり対応していかなくちゃならないという難しさも確かに私はあると思うんで、それを踏まえて、今後経営効率化も大きな命題でございますので、この点に対応していただければなと思っておりますが、改めてこちら辺について、総括としての局長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 答弁は簡潔にひとつお願いします。

事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えをいたします。

今の漏水調査でございますけれども、やはり先ほど申し上げたとおり、地区ごとに分析、傾向等々を調査研究しながら、次年度の発注のほうに結びつけているということでございます。有収率についても、やはり有収率、有効率、予算が多くやれば、これもいいことではございません。これで上がればいいんですけども、そうはなかなかいかないのが漏水調査でございます。やはり効率的、効果的な調査、後藤議員も申し上げましたいろいろな漏水調査も、機械もございますので、それを駆使しながら、効率的、効果的な調査の発注に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 次に、水道料金の問題についてちょっと伺ってきたいと思います。

2019年の1月19号、週間ダイヤモンドという本です。これで水道料金のランキング、全国出しました。それを前提としては、水道料金を1か月20立方当たりの家庭用料金20ミリ、そして、これは16年度。そして、これを家庭で、例えば2人から3人の世帯の1か月分の使用料を想定したランキングなんです。それ見ますと、石巻水道企業団が全国で934番だと。そして、県内だと6位というふうになります。それで、県内で一番安いのだこかなと思ったら、女川町なんです。これが全国では192位になっていました。そういう中で、県内の中で一番やっぱり高いというのは大郷なんです。これが全国規模で1260位という規模でございます。水道料金が6,804円。それで、石巻水道企業団4,147円。そして、

女川町安いと言いましたけれども、2,440円。1つの家庭の部分での今の状況でございます。

それで、当局側の資料によれば、この30年度水道事業の決算比較表、これが県内のを見ますと、石巻水道企業団は、これは10立方、安いですね。これは石巻が一番安いんです。1,328円ということなんです。高いほうは栗原市で2,927円という形になっています。そうしますと、今、例えば広域合併だ云々言うと、例えば県北で合併すると、栗原とか、これはもう対象になってくるんですね、石巻水道。そうすると、この料金差とか、これを平準化するとか、いろいろな問題も出てくると、実際。ですから、私は合併しろと言っていないんです。ですから、あくまでも独立採算の中で、石巻は県内の中で、この比較表、30年度の水道料金の決算表比較見れば、一番安いという1,328あるんです。ただ、これを今後進めていく中で、いかに経営効率化を進めるか。そして、先日の勉強会、研究会の中でも料金を今のままにすればかなり大変だということで、一つの仮説として、令和5年に水道料金を10%増の改定をします。そうすれば、その赤字も繰越欠損金もゼロになるという一つのシミュレーションを示しました。これはこれとして、このままずっと今の料金で進むのであれば大変な状況になるというのは、当局の担当の見解だと思います。

一方においては、さっき言った漏水対策もきちっとしなきゃならないし、その資金も確保していかなきゃならないし、今の水道料金だけではなかなか対応できないというのが今の現実だと思います。それを踏まえれば、いろいろな経営効率化を、料金上げるにしても、やはり使用者の理解というか、コンセンサスを得るのには、やはりそれなりのものを情報公開しながら説明責任をきちっとしていく。この方法が私は必要ではないのかなと思うんです。ですから、今、この状況の中で、これまで水道料金ずっと上げないできましたよね。上げたのが、石巻水道企業団としては平成6年ですか、4月。ここに値上げしていると。例えば、仙台市見ますと、平成10年に値上げしたり、近々だと、これは塩釜ですか。平成30年に値上げしたり、いろいろやっています。ですから、この数年、前回の改定の一覧表見ますと、石巻水道企業団は平成6年4月から頑張らずと来ているんです。その間に東日本大震災とか、それを経験しながらも、ずっと我慢して今やってきているんですけども、ずっと我慢して今の料金でずっと成り立てばいいんですけども、さっきのこの間のシミュレーションあって、一つの仮説としてはもう10%ぐらい値上げしなきゃいけないという一つの方向性もあるんですけども、この辺の背景も含めて、どうしても値上げをしなきゃならないのか。今のままで頑張れるのか。これについては、やはり喫緊の東日本大震災から9年、もう少しで10年になろうとしています。今後、今の水道料金でどこまで石巻水道企業団というのが持ちこたえ、そして、できるのかという部分は、企業団としていかがでしょうか。その見解をまず伺っておきたいと思います。局長。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えをいたします。

水道料金のまずはランキングでございますけれども、今、ダイヤモンドということで、週刊誌ですか、ありますけれども、それは私は承知はしておりません。後段で言ったうちのほうの資料ということで、県内の市の中では一番低額に抑えているというような状況でございます。一番安いのは女川町さんで、うちの企業団より100円くらいですか、低額になっておりますけれども、ほぼ同じと。高いのが、議員おっしゃるとおり、栗原で二千九百幾らと。その次が登米市でございます。その広域合併の中の構成団体の中にも、栗原、栗原は全域ではないんです。県から受水しているところは除くと思うんですが、栗原、登米、気仙沼、南三陸、女川、当企業団でございます。そういうのが将来的な構想で広域合併、まずはしましよというような計画が出されております。水道料金も今言ったように、当企業団の2点何倍もするような事業体もでございます。

私は広域合併をしようという立場で発言しているわけでないんですが、まず、するとすれば、水道料金は先に置いて、まず経営を一緒にしましよといった例が実は香川県でございます。香川県は8市8町を2年くらい前ですか、1つの水道で、水道料金については10年後統一しましよというような考えで経営を一本化、全国で初めてのケースでございます。当企業団は、今言ったようにメリット、デメリット等々を勘案しながら、県が主導でやっているんですが、当企業団もさっき言った枠組みを東部の地区ということになっておりますけれども、直近でも広域の検討委員会も県の主催で参加しています。今後の動向に注視するというような立場で今後進めていきたいというふうに思います。

料金の関係でございますけれども、先日、研究会のほうでシミュレーションをお示しをしました。議員おっしゃるとおり、平成6年、15.7%くらいの値上げしたまま今日に至っております。頑張っていると言えはそうなんですけれども、定期的に料金の在り方、見直し等々して、増収をして、いろいろな事業に使えると。いろいろな事業というのは、この間お話ししてございますけれども、老朽施設の更新事業とか、いわゆる4条予算のほうでございますけれども、そちらのほうにも回せるといったところがございますので、一応何もしなければ、今ですね。何もしなければ今の水道がどうなるのかと。蛇口の向こうがどうなっているのかということをお客様のほうに丁寧にお示しをしながら、企業努力ももちろん、例えば事業費の縮減とか、統廃合して事業費を抑えるとか、委託できるものは委託して、人件費を縮減するとか、給水人口が下がっていきますので、収益も下がっている中で職員の数も下げればいいというもんでもないんですが、その辺も含めて長期にわたってやっていきたいと思っております。ただし、増収策がないと、もっと過去に水道料金を例えば上げたとして増収があった場合、もっとやれること、例えば漏水調査をもっとできるとか、い

ろいろな事業が展開ができるんですが、今ある予算の中で事業をしているわけですから。今後、研究会でもお示ししました管路の更新、施設の更新、耐震化も含めて、今後あのような事業費がかかろうとしますので、私たちの使命は安全安心な水を安定的に供給するというのが使命でございますので、それに向かって、お客様にも丁寧に説明しますし、企業の中でも今言った効率化を図って、持続可能な水道事業を構築していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 今、局長、るる話ありましたけれども、平成6年の4月から石巻水道企業団としてはいろいろな努力しながら、値上げをまだしないで、努力されていると。担当課長、この例えば要因、いろいろな努力はされてきたと思います。その主な、これが石巻水道企業団としてこの点がやはり努力し、それが効果として経営効率化なり、値上げをしないで踏みとどまっているという担当課としての分析はいかがでしょうか。

○議長（木村忠良議員） 経営企画課長。

○杉 和良経営企画課長 ただいま議員から御質問のあった件でございますが、平成6年度から今日に至るまでの経営と申しますか、平成6年から今日に至るまでには、御存じのとおり東日本大震災がございました。それ以前につきましても、創設事業等がございまして、国等の補助も若干入っております。そういった部分もございまして、財政的にはある程度は安定してきたものと考えております。ただ、今後につきましては、災害復旧事業が完了を迎えてしまいますと、そういった国の施策がございませんので、見通しといたしましては、今後さらに厳しくなるかなというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 事務局次長。

○佐藤義浩事務局次長 ちょっと追加させていただきます。

平成6年から料金の改定をしてこなかったということで、企業団としても努力してきたし、そういった結果だと思いますが、ただ、ちょっと言えることは、今回更新事業が膨大にあるという裏づけなんです、なかなか更新事業に手をつけてこられなかったという、お金をつぎ込めなかったということも裏返しとしては言えるのかなというふうに思います。ですので、今後は更新事業のほうに、災害復旧事業の後は当然シフトして、うちのほうでも全力で取り組んでいかなければなりません。当然それには財源が必要になってくると。そういうことで、今回はっきりはまだ詳細検討申し上げておりませんが、料金の改定、これも視野に入れながら計画を立てていかなければならない。

あと、確認なんです、先ほどの1,440億円、これは40年間、今後、今ある施設を何もしないで、そのまま同じように構築、更新した場合のお金でございます。ですので、今後

は、例えば浄水場を統廃合する、太い管は細くする、水需要に合わせた施設の見直し、ダウンサイジングとか、そういったものを計画として上げて、それに費用をちゃんとつけて、実際それがどれくらいの期間でどれくらい投資しなければならないのか、それをきちっと立てて、実際に料金が10%でいいのか、もっと抑えられるのか、いつ頃になるのか、そういったものは今後示していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 施設整備すれば、今度は減価償却費の問題とか、これの問題も大きくウエートが占めてきたり、やっぱりコストにかなり影響してくると思うんです。ですから、今後の動きというのはやっぱり慎重に捉えながら、分岐点、一つのやはり収益性と値上げの部分の分岐点といいますか、これはきちっと捉えていくべき、そして、これは長期的もあるけれども、中長期的といいますか、分ければ。中ですね。やはり中のほうもきちっと大切だと思うんです、対応が。ですから、早急にそこら辺の対応、コストの関係とか、この料金の値上げの問題については、やはり今時点ですぐ見据えて、きちっと理解をもらえるような形、使用者に。これを対応しなければならない。経済的な環境からすれば消費税も上がる。あるいは、地元の石巻市であれば、水産業界見てもなかなか消費が伸びない。流通もなかなか厳しいというような状況の中、一つの産業がございまして。ですから、そういう部分では、社会的環境はかなり厳しい環境にあるわけです。そうすると、水需要の問題も、それに対応した対応もきちっと考えていかなきゃいけないと私は思います。

そういう意味では、あと、コスト全体の中から見れば、やはり私はちょっと忘れてはならないのは遊休資産なんです。この企業団の遊休資産。土地の問題とか、いろいろな抱えている問題です。これは企業団の所有地、遊休資産、これについて、件数、金額等を説明いただきたいと思います。担当課長、いかがでしょうか。

○議長（木村忠良議員） 総務課長。

○高橋壯之総務課長 遊休資産について御説明を申し上げます。

数字が28年現在でちょっと古いんですが、その後、売却したのもございますし、あと、現在、遊休でないまでも、一部使用してございまして、その後、その用務を果たした場合は遊休になるだろうという見込みのものもございましてけれども、大体1億円ちょっとぐらいで、大体の遊休地の合計が9万7,780平米程度で確認はしてございます。その後、売却物件もありますので、若干数字が変動ございますが、そんな感じで押さえているところでございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 総務課長、やっぱりきちっと台帳があるのであれば、その平米数と金額というのを打ち出してこなきゃならない。結局これは企業会計やっているわけですね、一つの。そうすれば、どのくらいの土地があって、そして収入がある、あるいは、原価でそのまま、簿価でそのままのあるのか。ここら辺は管理していると思うんです。一般の例えば自治体の管理とまた違って、企業会計ですので、貸借対照表なり、そこら辺にきちっと土地の評価の金額なり、きちっと出てくるじゃないですか。大体では駄目なんです。ですから、その台帳があって、簿価があって、取得原価というより簿価が幾らなのかとか、それが貸借対照表にどう反映されている、あるいは、貸している部分もありますよね。例えば、遊休資産というより、市営住宅の用地として貸している部分もありますよね。その収入だってあるんじゃないですか。これはきちっと管理しなければ、我々に示す決算とか、今回の当初予算の云々も、どのような数字から持ってきているか分からなくなりますよ。正規の簿記の原則からも、これは反する、一つの企業会計上重要な問題になりますよ、そうしますと。ですから、金額と、今、簿価ですね。例えば、貸借対照表上の簿価の中で幾らあって、その分が遊休資産がどのくらいだとか、活用されている資産と活用されていない資産をきちっと把握しなきゃならないんです。そして、収入は、その中で市営住宅に用地として貸している部分もある。そいつは使用料として幾ら入金になっているとか、全部それが一つのバランスシートの中で明確に、正規の簿記の原則からすれば、企業会計上はきちっと報告されるのが一つの大原則ですので、改めて今の平米数とその簿価の金額、遊休資産として捉えている分を、これを御説明いただきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 総務課長。

○高橋壯之総務課長 お答えいたします。

土地の収入につきましては、貸借対照表の中で15億8,540万3,000円ということで、21ページに記載してございます。あと、あわせて、河北町にあります市営住宅用地としまして、年間56万ほどの収入がございまして、ほかにつきましては、実際の収益ほとんどない状態でございます。土地の保管につきましては、旧町時代に水道の名義であった土地、それにつきましては、水道の用をなしていない状態の土地もございまして、それにつきましては、今、予算も進める中で、今、鋭意進めているところでございます。専門官を置いて、今進めているところでございます。より次年度におきましては精度の高いものにしますので、御了承賜りたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 遊休資産というのは、金額で1億1,700万、約、じゃないんですか。遊休資産ですよ、今の捉えている土地の面積。ここら辺について、局長、資料持っているようですから説明ください。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 今、議員のほうから数字出ました。これについては、資産価格ということで、全部で面積は9万5,539平米、資産価格で1億1,797万43円ということで、これは24年4月、大分古いんですが、先ほど課長のほうからもありましたけれども、これを精度を上げて、今、専門官を配置しながら精度を上げるよう進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） くどいようですけれども、私からすれば、企業会計やっておけば、例えばさっき土地の総額、そして、その総額の中で、この資産価格というのちょっと私も分からないですけれども、取得原価というのが、一応評価額あると思うんです。大分昔のものも入っていると思うんです、実際は。その取得原価も分からないような部分あるから、資産価格というような表示もしているかと思えますけれども、やはりこれは、今の説明で何か分かったか分からないような状況もありますので、もう一度これは整理しなきゃならないですもの。だから、こういう部分からコスト意識をきちっとして、水道料金を上げるにしても、例えば不要な資産であれば、これをどのように解消するなり、売るなり、どうしても売れないものは、これはこれでまずは保有して、塩漬けの土地みたく塩漬けしていかなきゃならないです。ただ、いかに活用できるもの、あるいは貸して、例えば市営住宅の用地として貸して、使用料ももらう部分とか、いろいろあると思うんです。ですから、ここら辺の仕分をもう一度やっぱり経営の視点から早急に私は見直すべきだと思いますが、担当課長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 総務課長。

○高橋壯之総務課長 議員御指摘のとおり、精度の高い事務手続を進めるよう努力するところでございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） あと、民間委託の問題です。やはり営業部門とか、料金の収入とか、そこら辺は民間委託になってきていますけれども、もう水のつくり方も今度民間委託しなきゃならないというような一つの世の流れもあります。どこまで石巻水道企業団として民間委託をするのか。そして、管理するのか。

あともう一つは、やっぱり職員の適正化です。コストの問題全部、これは民営化も職員定数化もまだやっていないというような状況の中で、一方においては再任用が増えていきますよ。あるいは、定年の延長なんかもあります。ただ、やっぱり新規採用も採っていかなくちゃならない。そういうかなり複雑な連立方程式を解かなきゃいけないと思うんです、

この部分は定数化も含めて。適正化ですね。

やはり今回の全体の流れの中で、さっき水道事業の30年度の県内の比較、職員数見ましても、仙台市が411人、そして、石巻は、この数字では128人となっています。ほかは2桁台なんです、ほかの町は。気仙沼で57人、多賀城で25人、名取で24人、白石10人とかです。それはそれぞれの事情あると思うんです、いろいろな。ただ、100万都市の仙台市、411人います。石巻で128人というカウントになっています。ですから、それはそれなんですけれども、この数字は。ただ、今後、この適正化がどのように、どこが適正なのか。民間委託したり、あるいは機械化、ITの問題とか、AI導入とか、あるいは、いろいろな効率化の中でやっぱり石巻水道企業団としてはどこが適正化の職員数なのか。そして、事務方、技術方ありますね。今、技術方がかなり多くなってきています。でも、事務方が少ないというような、あるいは、人事のバランスからすれば、かなり差があるというような部分。これをどう適正化していくかという部分をやはり真剣に、さっきの回答では、今後少し考えていきますというような考えなんですけれども、私は早急に適正化の問題については。あと、一つ忘れてならないのは震災時の問題ですよ。この問題も含めて対応していかなきゃならないと思うんですが、これについて当局の見解、局長、いかがでしょうか。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えを申し上げます。

委託の問題で、業者委託ですね。問題であります適正化の問題もございます。今、議員御指摘のとおり、今現在は再任用とか、定年延長、まだ国会出ていないようなんですけれども、定年延長の問題。さらには、企業団は独自採用しております。それで、今後どのような業務委託となると考えると、議員指摘もありました、世の中は浄水場の浄水処理、それも民間化が進んでいますよというような認識で、企業団としてもそういう認識は立っていますけれども、今現在、須江山浄水場は直営、プロパーで浄水処理をしております。六本木、神取山の大きな浄水場は、旧町時代から民間委託をして水処理をしてもらっています。これを極端な話、須江山浄水場を民間委託した場合、全て浄水処理は任せるような格好になりますので、それをモニタリングするというような形になろうかと思えますけれども、それでは水をつくる、水を処理する技術も、二、三年はいいでしょうけれども、それ以上長くなりますと、つくり方も、処理の仕方も分からなくなるような職員が出てくるというような危惧もございます。その分からない職員がモニタリングしても大変ですので、やはり大きな浄水場3つございますけれども、そこを全部委託していいんでしょうかというようなところは、前の定例会か何かでお話ししたこともございますけれども、やはり人員についても、繰り返すようなんですけれども、なかなか先が読めない今の状況でございますので、やはり退職者を見越して、浄水場の委託にしても、徐々にやっていく方向で少し調査研究



が必要だろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 齋藤局長も3月で退職ですよ。再任用なれば、そこはそこなりに貢献をしていただきたいなど。ただ、今後、早急にやはり全体の水道料金を考えれば、そこに全部コストなり、職員定数とか、いろいろな形が全部組み込まれてくるわけです。ですから、1点をやれば料金値上げできるんだとか、値上げしなくていいというんじゃないと思います。全部それに付随してくるものですから、その整合性を早急に対応していただきたいということを指摘しておきたいと思います。

次に、蛇田の浄水場の跡地利用計画です。

これはなかなか解体費用、国からの補助対象ということ、16億ですね、なかなかこれは難しいというのは現実分かります。企業長も含めて、局長とか、当局側も厚生労働省にいろいろ陳情されているようですけれども、なかなかハードルは高いという部分あります。そうしますと、この利活用を具体的に、このままそれぞれ企業団の脇に塩漬けの土地がこのようなあるというのでは、なかなか有効性がないと思うんで、これを具体的に今度どのように活用するのかという、これに入っていかなきゃいけないと思うんです。全体でこれ跡地利用すれば16億なんですけれども、それで半分、部分的にどう対応するのか。あるいは、管工事組合で例えば用地、今、貸していますよね。あれを売るのか、あるいは、駐車場も狭いから貸してくれという部分とかいろいろ要求もされているんですけれども、なかなかそれも対応しないと。ですから、どこまで売って、どこまで貸すのかとか、やっぱり収入源を得るといって、ただそのままに投げては本当に無用になりますので、この対応を具体的に、企業団の独自の再利用方法も検討するというのもあります。これは具体的にどのような検討なのでしょう。これについて御見解を伺います。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えをいたします。

今の質問の冒頭にございましたけれども、中央要望、これについては、蛇田の問題については厚生労働省のほうからはメニューがございませんということでの回答ですので、企業長と行ったのは、政権与党の、あのときは国会でしたけれども、副幹事長のほうに企業長から窮状を訴えてもらって、何かないですかというようなことがあったんですけれども、なかなか進展がないというのが現状でございます。この間、企業長の1番の回答でもございましたけれども、まず、石巻市へ譲渡というようなスタートでございます。今のところ利活用がないということですので、今後も含めて、現状がこうですから、今後も含めて一緒に協議を継続しましょうというところまでなっています。

それから、興味を持っている企業さんも実はいました。これについても企業長のほうから若干回答してもらった時もあるんですが、できれば今年度でめどをつけたいということは企業のほうに要望はしたんですが、あれ以来、何ら回答はございませんので、また継続しながら、いろいろな対策を考えていきたいと。企業団としても、これまで、以前は検討委員会というのを立ち上げながら利活用について議論をしてきたところでございます。今後についても、再度立ち上げるかどうか、その辺も含めて検討して、誰でも早く離したいのはやまやまなんですけれども、30年度決算でも21億8,800万円ほどの欠損金を出しております。その解消もございまして、なかなかすぐには解体もできないと。部分的にも、場所は水路と、今使っている管路の中にありますので、なかなか部分的にも難しいのもございますので、それも含めて今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） それでは、亀山企業長に伺います。

企業長は石巻市の市長でもあり、企業長でもあります。石巻市と協議する、あるいは、企業団の独自の再利用方法も一つの検討しなければならないという答弁でございました。これについて、企業長としての立場としてどのような再利用の方法があるのかも含めて、御見解を伺いたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 企業長。

○亀山 紘企業長 お答えいたします。

この利活用については、様々な検討はしているんですが、なかなか実現のめどが立っていないという状況でございます。今、水産業界にとりましては、やはり陸上養殖というものもかなり視野には入れているんですが、まだまだ初期費用の確保とか、あるいは、養殖の魚種あるいはそういった種類をどうするかというような検討を進めているという段階で、なかなか実現する方向にはまだ至っていないという状況にありますけれども、我々としては、できるだけ可能性のあるものに対しては積極的に誘致をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村忠良議員） 後藤議員。

○5番（後藤兼位議員） 石巻専修大も石巻にありますけれども、産学官の協働で一つの利活用もあるのではないのかなと私は思います。今後、この財政シミュレーション、水道料金の話もいろいろしましたけれども、将来的には人口減少に伴う給水収益の減少と設備の更新、投資の資質、これについては現行料金で本当に適正な資金や収益性を確保できるのかできないのか、これはなかなか厳しいと思うんです。ですから、さっきお話ししまし

た全体的なシミュレーションを踏まえて、さらなる水道企業の安定経営の実現を目指して、今後ともその業務を遂行していただきたいということを指摘しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（木村忠良議員） 以上で、5番、後藤兼位議員の質問を終わります。

次に、11番、小野幸男議員の質問を許します。

11番、小野幸男議員。

〔11番 小野幸男議員登壇〕

○11番（小野幸男議員） それでは、議長のお許しを得ましたので、1、水道事業の運営についてということで、上下水道を取り巻く環境が深刻化し、水道施設の老朽化と給水人口の減少から、これからの当水道企業団の企業経営策について以下について伺う。

①減り続ける給水人口減による経営基盤の安定化について。

②今や、おいしい水を水道水とは別に購入して飲む時代になり、企業団のおいしい水への取り組み策は。

③今後の水道事業に携わる職員の確保は大丈夫か。

④東松島市の水道クライシスの進捗状況について。

以上、お伺いします。

○議長（木村忠良議員） 企業長。

〔亀山 紘企業長登壇〕

○亀山 紘企業長 それでは、小野議員から御質問のありました質問事項についてお答えをいたします。

初めに、減り続ける給水人口減による経営基盤の安定化についてでございますが、安定した経営を維持するためには、まず、需要の動向に応じた施設の再構築や規模の適正化も考慮した基本計画に基づき、施設等の適正な維持管理を実施することであると考えております。適正な維持管理をした上で、なお困難と考えられる場合は、水道料金の改定も視野に入れていかなければならないと考えております。

なお、広域連携及び官民連携につきましては、経営方針でも申し上げましたが、県の動向を注視しながら、協議、検討をしております。

次に、今やおいしい水を水道水とは別に購入して飲む時代になり、企業団のおいしい水への取り組み策についてでございますが、企業団では、浄水処理において水道原水への粉末活性炭注入及び消毒の効果である残留塩素を保持することなどにより、安全・安心な水を安定的に供給するよう努めているところであります。

そのほか、おいしい水への取り組みとして、水道水をおいしく飲む方法等を広報紙に掲載しております。

次に、今後の水道事業に関わる職員の確保についてでございますが、新規職員採用については、公務員の募集採用が全国的に苦慮しているところであり、当企業団も例外ではありません。募集については、試験実施時期、受験可能年齢幅、職種等、他の募集と競合しない工夫も実施しており、今後も周知方法を含め、より効果的な募集方法を模索し、実施することとしております。

次に、東松島市の水道クライシスの進捗状況でございますが、水道施設の老朽化の目安となります耐用年数に対する更新につきましては、これまで東日本大震災に伴う復興事業を最優先していたため、耐用年数を超過したものも含め、必要最小限となっておりました。今後、復興事業の終息に合わせ、老朽化した管路の計画的な改良を図っていきたいと考えております。

石綿セメント管の更新につきましては、東日本大震災の影響もあり、緊急性が高いものや、国、県、構成市などが施工する道路改良事業及び災害復旧事業などに併せて管路更新を実施しております。

施設構造物につきましても、計画的に改修、更新を行っていく予定でございます。

以上が質問事項についての回答でございます。よろしく申し上げます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） 答弁ありがとうございます。

それでは、①から再質問させていただきます。

議員の皆様も大変お疲れのようなので、私はブザー鳴るまではしませんので、企業長、局長には淡々と御答弁をいただければと思います。

それでは、①番目の部分ですが、経営基盤の安定化と水道の基盤強化とありますが、まず最初に、この経営基盤の安定化、これについては全体計画としてどれくらい進捗し、成果としてはどう判断されているか。そして、水道の基盤強化でございますが、水道事業の山積する課題への基盤強化策は何か。まず、これから伺います。局長、お願いします。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、①の問題でございます。

御案内のとおり、給水人口につきましては右肩下がりでございます。当企業団だけではなく、全国的な状況になっていきますし、仙台市におきまして2021年から下降するだろうというような想定もしてございます。当企業団は、震災の23年2月末現在で20万5,900人ほどございましたけれども、今現在、直近のデータですと、18万2,000人を割り込んでございます。このままいけば、いろいろアセットのほうでも人口の推計はしていますけれども、令和2年度末、さらには令和3年度をはじめ、当市ではもう18万人切るんだろうというような下降の形でございます。旧石巻におきましては、これは10万人を割り込んでいま

すし、東松島ですと、もう4万人、矢本地区で3万1,000くらいですか。鳴瀬で八千幾らでしょうから、4万人も切るような状況で今後も推移していきだろろうというふうに思います。収入が震災当時と比べて毎年5億円ほどの減収が続いているということでございます。

企業長の回答にもございました経営基盤ということで、やはり支出のほうも抑えていかなければなりません。抑えているというのは、無駄なところは抑えるということでございます。必要なところはやはり施設の統廃合、事務次長も言いましたけれども、そういうような再構築をしながら事業費を抑えていく。それでもシミュレーションした結果、足りないというような、いわゆるお客様が納得するような、これ大変難しいんですが、納得するような理由を、ただ単に管がもう老朽化しているから料金上げるんですよではあまりにも乱暴な説明でございますので、いろいろなデータをシミュレーションしながら、今後もお客様のほうに説明する必要があるだろろうというふうに思います。そんな形で、今後も経営基盤の強化に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） 局長も随分今まで答弁されてきて、大変お疲れかなと思って、私の質問している部分からはちょっとそぐわない部分の回答もあったようなんですけども、まずは、そうであれば、水道料金の値上げも視野にとありますが、この前の研究会等々でも、企業長、5年後に水道料金を上げたいという、上げたいというのではなく上げざるを得ないような状況になっていますということで、前任の後藤議員さんのほうにも答弁はしていますが、企業長として、やはり今ここで5年後をめどに水道料金の値上げについてはやむを得ないというような状況的判断を企業長として持っているのか。そして、その中で、まず議員各位、そして、水道使用者への丁寧な説明とありますが、この丁寧な説明の部分をご各議員、そして、水道使用者へするということなんですが、この丁寧な部分をごこちらについては局長のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、私のほうから冒頭申し上げたいというふうに思います。

水道料金の値上げについては、あくまでもシミュレーションしたわけで、準備に大体、全国の水道事業体の料金改定したところのを参考にしますと、3年くらいかかるだろろうと、調査研究です。それから、お客様の説明、議員、経営審議会への説明等々を含めれば3年は必要だろろうということで見えております。その後に値上げというような形で、10%のシミュレーションを出したところでございます。早く着手すれば、3年間の調査研究しながら、4年目ですから平成5年には、今からスタートすれば工程はそのような形でございます。ただ、今、災害復旧事業に軸足を置いてやっているものですから、なかなか調査研究、担

当課のほうではいろいろ調査していますけれども、なかなか本格的にはまだスタートしていませんし、また、事業費についても、あくまでも今ある現有施設を再構築した場合の事業費が1,440億円。そして、回答にもございましたけれども、再構築してスペックダウン、ダウンサイジング、統廃合を含めて、その1,440億円をどのように圧縮していくかによってもまたシミュレーションが変わってくるんだらうというふうに思っているところでございます。

私のほうからは、まずもって以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） その1,440億、そういった部分も分かりますが、私がこの前の研究会のときによく聞いていたときに、その10%の部分の根拠は、10%として出した根拠は何なのかなと、本当に10%なのか、もしかすると、本来ならば15%までを想定していた部分もあるのか、そこの部分、お聞きします。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えをいたします。

あくまでもシミュレーションということで、10%にした場合、収入がこれだけ上がって、そして、将来的にはこうなりますよというようなシミュレーションをお示しただけでございます。何回も繰り返すように、今後の事業費が更新事業計画もこれから策定しなければなりません。全部が、要は優先順位を決めながら工事を進めていくんですが、今のところは災害復旧のほうに軸足を置いているものですから、まずは更新事業計画をつくって、それで事業費を割り出して、それで長期の収支計画を立てて、そのときにショートしないような財政のシミュレーション、それも1回限り、例えば令和5年に上げればそれで済むんでなくて、30年、40年後にもまた同じもの来ますよと。全国から見れば、国の主導ではないんですが、3年から5年の間で見直ししながら適正な料金設定をということで指導も来ておりますので、今までは、何回も繰り返すように、平成6年から、今ですと25年間料金改定しておりませんので、やはり将来計画をつくりながら、それをつくった限りでは駄目なんです。PDCA、要はアセットマネジメントのこのサイクルを、プランを立てて、実行して、点検して、そして、改善すると。その繰り返しで、アセットマネジメントも、更新事業もつくったから終わりじゃなくて、来年も、今、PDCAで達成が幾らだから次はこうしましょう、ああしましょうというような形で見直ししながら、精度を上げながら、収支計画を立てながら、今後進めていく必要があるだらうというふうに思っているところです。あくまでも10%というのは、10%にした場合、長期的にはこうなりますよというようなシミュレーションでございます。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） それでは、答弁の中で、広域連携とか官民連携、これから必要だと思うんですが、2月2日の河北新報に宮城県の上工下水一体官民連携運営事業ということで、仙台市のほうから、これから多分広域で始まると思うんですけども、この中で白石の市長もできれば仙南地区も一緒にやりたいというようなことで、この宮城方式ですか、ということで、今、県で取り組んでいます、この宮城方式についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 それでは、お答えをいたします。

コンセッション、いわゆる運営権を民間に譲渡するというところで、報道によりますと興味を持つ企業が多く、53社100人くらい説明会に集まったと、民間です。それだけ利潤がある取り組みだろうというふうに思います。要は、県は用水供給事業ですので、末端の当企業団とは違って、末端のお客様に水を届けていません。いわゆる各自治体、今、白石出ましたけれども、その白石に県で浄水処理した水を売っているということでございます。ただ、県南のほうということで、一体ということでお話ありました。実は県南のほうも、小さくと言うと白石の所長に怒られますが、そういう自治体が、事業体が、後藤議員のほうですと10名ということでありましたけれども、小さなところがあって、それは市長部局なものですから、なかなか技術者が育たないというような悩みも持っているということでお話はさせてもらったことあるんですが、やはり管も古くなる、更新事業もしなければならぬ、アセットもしなければならぬ、更新事業計画も立てなきゃいけないと。ただし、職員が二、三年で人事異動で変わって、技術の継承もままならないというような事業体が実はいっぱいあるんです。全国で1,400くらいの上水道の事業を行っていますけれども、1,400ですから、1道1都2府43県で割ると、1県当たり80くらいになりますか。そのように小さな事業体が数多くあるということで、それを今の段階ではコンセッションですから、県で経営している上水道、工業用水、流域下水を一体化して譲渡すると、それまでの話なんです、買うのは事業体と。それも含めて末端のところまでと言われても、その部分はお客様との対応ですから、民間のほうは自治体に水を送れば収入は必ずあります。それを末端のほうまでとなると、果たして業者のほうか、企業のほうかどう思うのかというような危惧もあるのかなと。当企業団としては、県の水の供給は受けておりません。ということで、もちろん私のほうには説明も何もないわけですけども、ただ、県議会で、まず関連する条例が1つは通ったということで、今後いろいろな議会のほうでも議論が進むんだろうと。令和の4年でしたか。2022年の実施に向けて、今後進んでいくだろうと。ただ、当企業団でも人ごとでなくて、うちのほうで例えばコンセッションするといった場合

は、企業が手を挙げるのかどうかも含めて、今後注視していく立場でございます。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） それでは、経営基盤強化の上で、まず例として、北海道の函館市が日立グループとDBOの公設民営方式で水道事業やっています。そしてまた、同じく日立グループで埼玉県の戸田市、これはAIの活用でO&M支援、このO&MとかPOVは細かい資料が私ありますので、その部分は割愛させていただいて、そういった企業の支援デジタルソリューションの機能を取り入れて、今後の水道事業の効率化、適正な効率化とかコスト削減を図るということで、今、取り組んでいるものがあるので、我々議員も年に一度、研修ということでいろいろな水道企業団研修していますが、これ私、ちょっと局長と後から御提案しますから、ぜひこういった部分の官民連携でやっているようなところをぜひ職員の方に視察していただきたいなという部分もあるので、将来の経営基盤の強化の一助になればと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長 今、議員のほうから後でということございましたので、じっくりそれは御助言をいただきながら、今後の経営のほうに結びつけられればいいなというふうに思っているところでございます。私も去年、函館のほうに行きましたけれども、そういう話はなかったものですから、この後じっくりと御助言をいただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） それでは、2番目のおいしい水の部分ですが、これは以前にも、企業長に水道議員で在籍していたときに質問しておりますが、あれからもう何年も経っています。それで、何か企業団ではおいしい水の飲み方とか取り扱い方を広報とか、そういった形でやっているということで、私も資料目通してもらって、そういった形ではいろいろ鋭意努力はしているんだなということで、このおいしい水の部分について、どうしても企業長、私、構成する東松島市の一番外れにいます。震災前は、結構自宅等々もあって、ノリ業者さんもあって、水道はそれなりに循環していてさほど感じなかったんですけども、人口が減って、私、一番末端で漁業倉庫の中で水使っているんですけども、年間を通して、非常にそのまま飲むのにはちょっと塩素系が強いなということで、大体、今、共同で仕事やっていますけれども、水についてはほとんど飲み水についてはペットボトルで買って飲んでいて、本当に仕事で使う部分を上水道使っているというような状況で、場所によっておいしいところとおいしくない水が出てくるんだなと。やはり水の通りのい



いようなところでコップで水を試しに頂いてみると、うちの地区よりも当然そういったものがなく、普通に飲める場所もあるし、そういったところから、多分大変厳しいとは思いますが、やはりいろいろ我々も視察に行きますと、いろいろなところで水を商売にしてやっている自治体等々もありますし、ここは北上川からの取水ということで、大変難しい部分がありますけれども、民間活用しながら、せつかくこれだけの水量があるわけですから、そういったおいしい水の取り組みを再度企業長のほうからお聞きできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村忠良議員） 企業長。

○亀山 紘企業長 お答えいたします。

おいしくて安全な水を目指して取り組んでいるわけですが、どうしても管路が長くなってきますと、最終場所での残留塩素濃度というのがある程度維持することを求められているものですので、そういった意味では、塩素の特有のカルキ臭さが残ってくるところになりますので、恐らくそのおいしい飲み方のものとしては、そのカルキ臭さを除くことによっておいしくなるということで提案されているんだと思いますけれども、これはなかなか石巻の水の場合、どうしても末端の北上川の最終の汚れた水を浄化してつくっているということがありますので、ただ、価格としては高いんですけれども、粉末活性炭を使って浄化しておりますので、そういう意味では非常に安全な水をつくっているというふうに思っております。問題は、あとは味に対する対応なんですけれども、その辺は残留塩素が適正な濃度になっているかどうかというのも今後検討させていただいて、それで、夏場と冬場ではやっぱり違うと思うので、その辺うまく調整しているのかも含めて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） その部分については、よろしくお願ひしたいと思ひます、努力を。

そして、3番目に移ります。

職員募集です。

これはここだけじゃなく、全国的に私もいろいろ調べてみますと、このとおり職員の確保は全国的な問題だなということで、答弁の中でもいろいろな形をもって職員の募集に励みたいというようなところ書いてありますけれども、再度確認を込めて、より効果的な募集方法を模索するとありますが、今現在、職員確保に当たっての検討策等々が、お考えがあれば、その部分、事務局長、お願ひします。

○議長（木村忠良議員） 事務局長。

○齋藤喜治事務局長　それでは、お答えをいたします。

企業長のほうからも冒頭ございましたけれども、今現在、やはり当企業団だけでなく、全国のところで人員不足、人手不足が発生しております。その人手不足の部分を、話はちょっと脱線しますが、民間活用というところも考えられるのかなというふうに思います。当企業団の採用につきましては、やはり募集はするんですが、なかなか応募していただけない状況が続いております。昨年度の試験につきましては、実は上級、初級も合わせて4回ほど募集をかけて、ようやく採用した経過もございますし、今回は初級の部分で2度目のチャレンジということで、手を挙げてくれる人がいたものですから、今、次の2次試験に向けて準備を進めているところでございます。

また、ちょっと広がるんですが、障害者雇用についても、一度企業長のほうから諸般の報告でゼロということで報告をされました。その後、ハローワークだったり、企業の説明会だったり、いろいろなところを見てきて、募集もかけて、ようやく来年4月には1名の採用ということで応諾を、今のところ応諾をもらっているところでございます。障害者雇用の率については、公的機関ですから2.5%でございます。計算しますと3名が法的には規定があるんですが、新採では今1名、あと、後発的に手帳の交付だったり、そういうのを受けて、4月になればその2.5%をクリアできるのかなというふうに思っているところです。

ただ、ちょっと話戻りますけれども、採用についても、初めはやはり土木職が足りないものですから、土木職で募集すると、なかなか手を挙げてくれないというようなところもあって、去年もそうだったんですが、技術職ということで少し広げて、そして、応募する年齢層も少し広げて、なるべく多くの方々に募集していただくよう工夫しております。将来的には試験の内容も、今、公務員試験のやつで実施していますけれども、その試験の中身をすぐ変えるわけにはいきませんので、準備もありますので、その辺も今後検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員）　小野議員。

○11番（小野幸男議員）　それでは、4番の東松島市の水道クライシスの部分ですが、復興事業の終息に合わせて計画的に改良を図っていきたいということで、今まで若干頓挫していた部分は分かるんですが、計画的ということで、大体1年にどれくらいずつを改修していきたいなというような考えがあるのか。大体年次計画でどれくらいずつ、何パーセントずつやっていくとかという数字までもし持ち合わせであれば、その部分お伺いします。

○議長（木村忠良議員）　事務局長。

○齋藤喜治事務局長　実はまだ、更新計画というのをこれから策定しますけれども、これ

まで、今、議員のほうからありました復興事業に合わせて、沿岸部浸水区域については老朽管の布設替え等々進んでおります。矢本地区、鳴瀬地区を見ますと、道路改良に合わせて石綿セメント管もまだ実はございます。当企業団では、震災前の平成22年に石綿だけを対象にした更新事業計画を立てて実施したんですが、震災があって、今ストップしています、計画的には。ただ、構成市が行う道路改良だったり、国が、県が行う河川の災害復旧だったり、改修工事だったり、それにあわせて管路の更新事業を、単独ではなかなか、事業費は丸々かかりますので、相手がある事業と一緒にすれば、事業費を少しでも圧縮すれば、その分、前にいきますので、そういう形で最低限ですけれども、進めてきております。今後につきましては、戻りますけれども、更新事業、要はプライオリティー、優先順位を決めながら順番に更新事業を進めていきたいというふうに思いますけれども、数字的なものはこれからですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木村忠良議員） 小野議員。

○11番（小野幸男議員） それでは、最後です。企業長にお伺いします。

当市でも企業誘致の部分で工業用水、大曲地区とかも工業地帯になって企業誘致進めていますが、いつでも当市のほうでも工業用水というようなことが議論されております。それで、石巻の場合は私たちのすぐ隣、大曲浜含めて、あそこは石巻港の工業地帯というようなことで、まず、工業用水がないので企業が来られない部分というのも多分一つのネックになっている部分があると思うんですが、今後のやはり水道事業、いろいろなこと、これからますます人口減少してという中で、まず、産業の再生はもちろんのこと、やはりこの石巻の工業港をぜひ生かしていくために工業用水というのは一つの起爆剤になるのかなというところなんです、最後にこの工業用水の取り組みについて企業長の見解を聞いて終わりたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 企業長。

○亀山 紘企業長 お答えいたします。

工業用水、これは企業誘致する上では大変重要な誘致するための要因だと、担うというふうには思っております。そのために工業用水については、水道企業団としては工業用水をつくるということは今の時点ではなかなか難しいところがありますけれども、これは県にも私どもとしてはやはり工業用水の確保について要望していきたいというふうに考えております。

当初はたしか、あそこの工業港ができるときには、工業用水を確保するというふうなことだったというふうに理解しているんですけれども、なかなか工業用水については、今の時点では可能性が極めて低いということになっているというふうに思っております。我々

も企業誘致をするためには必要な工業水の確保をどういう形で進めていったらいいかというの、やはり今後検討していく必要はあるというふうに思っております。どうしても大量に水を使う企業にとっては、やはり水の経費というのは結構大変な経費にかかることだというふうに思っておりますので、その辺はまた議員の皆さんとも連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木村忠良議員） 以上で、11番、小野幸男議員の質問を終わります。

---

## 閉 会

○議長（木村忠良議員） 以上で、今期議会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時26分閉会

---

石巻地方広域水道企業団議会議長 木 村 忠 良

署 名 議 員 齋 藤 澄 子

署 名 議 員 鈴 木 良 広